2023-9 税務 - 労務 - 法務情報

(RMC2023-80) VATO%適用Q&A 逐条要約

(目的)

RR2023-03に規定されている「登録輸出事業者の国内調達に関するVAT0%取り扱い」の Q&Aとして解説するものである。

(背景)

RR2023-03により、国内調達に係るVATO%適用について事前承認申請が不要とされた。 しかし、BIRにより直接的・排他的に使用されたものかどうかの事後検証が行われる。 よって、本規則はRR2023-03執行上のガイドラインを解説するものである。

登録輸出事業者との取引について

- (Q1.) RR2023-03の発効日は?
- (A1.) 2023年4月28日とする
- (Q2.) 事前承認制度はなくなったのか? (A2.) RR2023-03の発効後は不要
- (Q3.) 登録輸出事業者の国内調達に係るVATO%適用要件は?
- (A3.) 直接的・排他的を要件とし、RR2023-03のネガティブリストに該当しないもの
- (Q4.) 直接的・排他的要件を満たすが、ネガティブリストに該当する場合の救済措置は?
- (A4.) 直接的・排他的が証明されればIPAはVAT0%証明書を発給することができる。 しかし、BIRの事後調査を排除するものではない。
- (Q5.) VAT0%適用のために、国内販売業者が登録輸出事業者から求めるべき書面は?
- (A5.) IPAが登録事業者に対して発行したVAT%証明書により、国内調達のVAT0%適用がされるのであるが、登録輸出事業者は、以下の書面を将来のBIR事後調査に備え販売者に提供されなければならない
 - 1. IPAが発行したVAT0%証明書 2. 所轄税務署が発行したCOR
 - 3. IPAが発行したCOR 4. 登録輸出事業者の宣誓供述書(登録輸出事業に直接的・排他的使用する旨)
- (Q6.) RR2023-03 発効前に提出済みのVAT0%適用申請書で、未承認のものの取り扱いは?
 - (A6.) 将来のBIR事後調査を条件として、申請書提出時点でVATO%とする。
 - (Q7.) RR2023-03 発効前の取引の取り扱いは?
- (A7.) 要件を満足していても、事前承認がない場合は、VAT12%課税取引となる
- (Q8.) VAT0%申請が否認されている場合、RR2023-03の発効により承認されるか?
- (A8.) 否
- (Q9.) VAT0%承認申請が否認された取引についてのVATは環付請求の対象となるか?
- (A9.) 否、翌期以降に繰り越し控除
- (Q10.) 将来の税務調査上、考慮される点は?
- (A10.) 以下が検討される。 1. 登録輸出事業者が所轄税務署に適切に登録されていること
 - 2. 登録輸出事業者がIPAに適切に登録されていること3. IPAからVAT 0 %証明書が発行されていること4. 取引を証明する各種書面
 - 5. 物品の配送先が登録事業者の登録場所であること 6. その取引が VATO %課税取引に該当するものであること
- (Q11.) 販売者はどのように直接的・排他的使用であることを確認できるのか?
- (A11.) 購入登録事業者の宣誓供述書による

ジャパンデスク 清水 麻利